

たっくす ぺいじ

税特集号

快適都市 一草加一

平成27年 2月

税特集号に関する問い合わせ先
草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)

1 固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、毎年5月の連休明けに発送する予定です。「納税通知書」には所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期、納付場所などが記載されています。

固定資産税とは

毎年1月1日（賦課期日）現在の**土地・家屋・償却資産**の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

都市計画税とは

都市計画事業（道路・公園・下水道等の整備）、又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内**にある土地・家屋の所有者が市に納める税金です。

土地・家屋の評価の見直しについて

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて決定しています。また、経済の状況を価格に反映させる必要があるため、3年ごとに評価替え（土地・家屋の評価の見直し）を行うことになっており、平成27年度は評価替えの年です。

〔土地〕 路線価格の確認・見直しを行います。路線価格が前年から上昇した場合は、評価額も前年から上昇することになります。

〔家屋〕 経年による減価に加え、物価の動向も加味して考えられるため、評価額が下がらずに据え置かれる場合があります。

償却資産について

会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いる構築物、機械、備品等が償却資産の対象となります。なお、償却資産の取得価額から算出される課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。また、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を申告していただくことになります。

土地に関する Q&A

■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成26年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたのですが、平成27年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況により課税が決まります。土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率で、税額が軽減されます。しかし、住宅が取り壊され、平成27年1月1日現在住宅がない場合は特例が受けられないため、税額が高くなったものです。

土地・家屋に関する Q&A

■年の途中で土地や家屋を売った場合は

Q 平成26年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしました。5月に納税通知書が送られてきたがなぜですか？

A 地方税法の規定により、毎年1月1日現在登記簿に記載されている所有者に、その年度分の固定資産税の納税義務があるためです。

家屋に関する Q&A

■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成23年に木造の住宅を新築しましたが、平成27年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅については、要件に該当する場合、一定の期間、固定資産税額が2分の1に軽減されます。この期間が終了したため、軽減前の税額となったものです。

課税明細書の見方

住宅用地の特例が適用される場合には、このように表示されます。

新築住宅に対する軽減措置が適用される場合には、このように表示されます。

減額措置が前年度に終了した場合には、このように表示されます。

課税明細書 No.1



※ 確定申告の際に必要な経費として計上する方は、この明細書をご利用ください。

区分	所在地		仮分割番号又は家屋番号		固定資産税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円)	共用持分(分子)
	課税地目又は家屋の種類	課税地積・床面積(㎡)	構造	都市計画税課税標準額(円)	都市計画税相当額(円)	共用持分(分母)	
土地	経年表示	前年度固定資産税課税標準額(円)	前年度都市計画税課税標準額(円)	評価額(円)	固定資産税軽減税額(円)	都市計画税軽減税額(円)	
	備考						
住宅地	〇〇町123-4			1,606,130	22,485		
		1,522,540	3,383,425	3,343,620	8,359		
住宅地	住宅用地の特例			10,030,860			
	〇〇町123-4	123-4		6,161,908	43,133		
家屋	居室	98.53	木造	6,161,908	15,404		
	軽減適用中(平成28年まで)			6,161,908	43,133		
家屋	△△町123-4	123-5		9,052,864	126,740		
	居室	134.51	非木造	9,052,864	22,632		
家屋	減額期間は前年度にて終了			9,052,864			

評価額

税額の算出方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※1 税額計算のもとになる価格です。 ※2 固定資産税1.4% 都市計画税 0.25%

問い合わせ先 (直通)

土地係 ☎048-922-1081 家屋係 ☎048-922-1092 償却資産係 ☎048-922-1068

2 個人の市民税・県民税について

問い合わせ先 市民税課 ☎048-922-1042

市民税・県民税とは

草加市民の場合、埼玉県と草加市に納めていただく税金で住民税とも呼ばれています。市民税・県民税にはそれぞれ均等割と所得割があり、その人の前年の収入によって負担する金額が決まります。

例えば平成27年度の課税の場合…

- ・算定する収入 平成26年1月1日～12月31日の間の収入
- ・納付する自治体 平成27年1月1日時点の住民登録地
- ・納付の時期 給与天引き（特別徴収）の人
⇒ 6月から翌年5月までの12回
65歳以上の年金受給者
⇒ 4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回
本人支払（普通徴収）の人
⇒ 6月末・8月末・10月末・翌年1月末の4回
- ・税率
均等割 市3,500円、県1,500円
所得割 市6%、県4% ※

※ 均等割の特例

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの臨時の措置として市民税・県民税の均等割額についての特例が定められました。

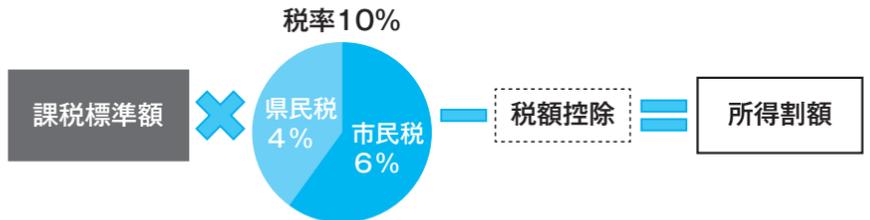
市民税・県民税の算出方法

収入が1種類（給与収入のみ・年金収入のみ等）の場合、住民税は次のように計算されます。

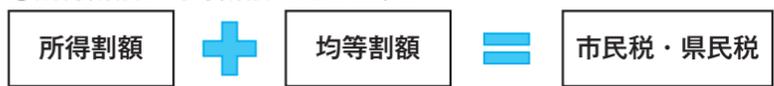
① 課税標準額を求めます。



② 税率をかけて税額控除を引きます。



③ 所得割額に均等割額を足します。



ふるさと納税について

「ふるさと納税」とは、ふるさとに対して貢献したい、応援したいという思いで、地方公共団体に寄附を行った場合、所得税及び個人住民税から一定限度額まで控除される制度です。

「地方公共団体に対する寄附金」の控除イメージ

(A) … (寄附金額) - 2,000 (円)

	所得税	市民税・県民税		自己負担額
控除方法	(所得控除)	税額控除 (① + ②)		2,000円
算出方法	(A) × 寄附者の所得税の税率	①基本控除額 (A) × 10%	②特例控除額 (A) × {90% - 寄附者の所得税の税率}	
控除上限額	総所得金額等の40%	総所得金額等の30%	市民税・県民税所得割の10%	
総所得金額等の30%				
寄附金額				
控除対象額				自己負担額 2,000円
所得税からの控除		市民税・県民税からの控除		

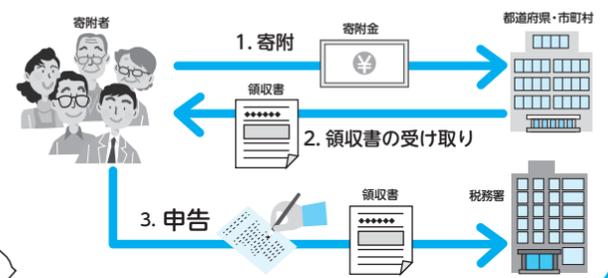
寄附金額から2,000円を引いた金額が、所得税及び個人住民税から一定限度額まで控除されます。収入状況や世帯状況によって所得税の税率や市民税・県民税の所得割等が変わります。そのため、限度額についても寄附された方により異なります。限度額の目安については総務省のホームページ等を参考にしてください。

総務省 ふるさと納税 [検索](#)

CHECK!

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日（平成26年分は3月16日）までに管轄の税務署に所得税の確定申告を行う必要があります。その際、寄附先からもらった領収書等を申告書に添付する必要がありますので、注意してください。

個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合は、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行ってもかまいません。この場合所得税の控除は受けられません。



市民税・県民税の給与からの特別徴収制度

平成27年度より埼玉県と県内すべての市町村は、市民税・県民税の給与からの特別徴収を徹底します。

給与支払者である事業所が所得税の源泉徴収と同様に、市民税・県民税を従業員に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。給与が支払われている方が対象であり、特別徴収に変更する手続は事業所が行うため、個人での手続は必要ありません。特別徴収にすることによって、従業員には次のような利点があるのでとても便利な制度です。

【従業員の利点】

- ① 金融機関へ納税に向く手間が省けます。
- ② 普通徴収（個人払い）では納期が年4回であったのに対し、特別徴収は年12回で支払うため、1回当たりの負担金額が少なくすみます。
(例) 年税額が6万円の場合
○ 普通徴収1回当たり…… 1万5,000円 × 4回 = 6万円
○ 特別徴収1回当たり…… 5,000円 × 12回 = 6万円



市民税・県民税の「納税通知書(普通徴収)」は、毎年6月上旬頃発送予定です。

公的年金を受給されている方へ

Q1 10月から急に税金が上がったがどうしてなのか？(年金特別徴収の場合)

A 年金特別徴収では、引き落とす金額を前半と後半に分けて計算します。このため、10月の引き落とし金額がいきなり高くなったり、逆に低くなったりすることがあります。これは6月にならないと年税額が決まらず、前半分(4月～8月)については前年の実績(前年2月分)を基に仮徴収し、後半で調整する制度であるためです。

☆Point☆ 年金特別徴収は年税額を前半と後半に分けて考えます。

年金特別徴収(年金天引きの場合)は以下のように前半と後半に分けて引き落とす金額を計算するため後半分(10月～2月分)が極端に高くなる場合があります。

【年金特別徴収開始】(例 年税額6万円の場合)

平成26年度 初めて年金特別徴収(年金からの引き落とし)

月	前半分		後半分		
	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
税額	1万5,000円	1万5,000円	1万円	1万円	1万円
支払方法	普通徴収(本人払い)		年金特別徴収 (年金からの引き落とし)		

【年金特別徴収開始】(例 年税額9万円の場合)

平成27年度 2年目の年金特別徴収(年金からの引き落とし)

月	前半分			後半分		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円
算定方法	前年度の2月と同じ金額			年税額-前半分=残り分		
支払方法	年金からの引き落とし(年金特別徴収)			年金から引き落とし(年金特別徴収)		

なお、公的年金を受給されている65歳以上の方については、原則市民税・県民税は年金からの引き落とし(年金特別徴収)となります。ただし、介護保険料が年金から引き落としされていない方・引き落とされる市民税・県民税等が老齢基礎年金等の額を超える方は引き落としとなりません。

※引き落としとされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などにかかるものは給与からの引き落とし、又は納付書での本人納付となります。

※年間の年金特別徴収の平準化を図るため、平成28年10月から見直しされます。

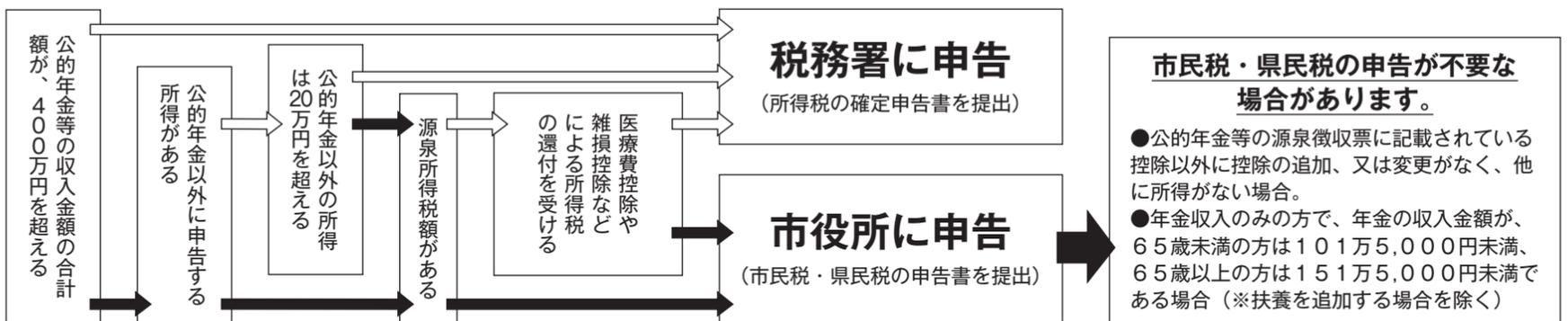
Q2 公的年金をもらっているが、申告をした方が良いのか？

A 国民年金や厚生年金など、公的年金を受給されている方は、次のフローチャートにて申告が必要かどうか確認してください。

※上場株式等に係る繰越控除などの適用を受けるためには、確定申告書の提出が要件となっている場合があります。

【税申告フローチャート】

はい ⇨ いいえ ⇨

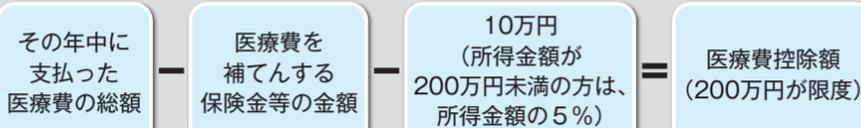


医療費控除について

医療費控除とは、本人または申告者と生計を一にする配偶者や親族の多額な医療費を支払った場合、所得控除(医療費控除)の適用があり、市民税・県民税の軽減や所得税の還付を受けられる制度です。

医療費自体が還付される制度ではありませんのでご注意ください。

医療費控除の計算式



STEP1 控除できるか確かめよう!

医療費控除の対象となる人

- ①1年間の医療費の支払いが10万円を超える人
 - ②所得金額が200万円未満の人で、1年間の医療費が所得金額の5%を超える人
- 上記①又は②に該当し、所得税又は市民税・県民税が課税されている人

STEP2 準備しよう!

- 1.源泉徴収票(コピー不可)
- 2.医療費の明細書
医療費の支払先が多い場所や医療費の額が高額な場合、確定申告書の提出の際に添付
- 3.医療費の領収書(コピー不可)
- 4.印鑑(インキ浸透印不可)
- 5.通帳 確定申告をする人の名義のもの
- 6.健康保険・保険金などで補てんされている金額がわかるもの

STEP3

申告をしよう!

- 所得税の還付を受ける場合は、確定申告
- 所得税に影響がなく、市民税・県民税の軽減を受ける場合は、市民税・県民税の申告

申告の日程や、会場については、別紙の「税の申告が始まります」を参考にしてください。

市民税・県民税に関するQ&A

Q パートやアルバイト収入の場合の課税される金額はいくらか？
配偶者を税金上の扶養にすることができるのはいくらまでか？

A 本人が支払った健康保険などの諸控除の金額や、扶養している人数によって変わりますが、諸控除や扶養を考えない場合、給与収入で年収(税引き前)96万5,000円を超えると均等割が、100万円を超えると所得割が課税されます。

また、税金上の扶養の対象になれるのは、給与収入で103万円までです。

下記の表を参考にしてください。

※表からもわかるとおり、住民税がかからない給与収入は965,000円までです。また、1,409,999円までは配偶者特別控除を受けることができます。ただし、配偶者の収入金額によっては社会保険の扶養から外れてしまうこともあります。

配偶者の1/1～12/31の パート等の収入(円)	配偶者の税金		相手が 受けられる 控除
	所得税	市民税・県民税	
～965,000	非課税	均等割	配偶者控除 (扶養)
965,001～1,000,000	非課税	所得割	
1,000,001～1,030,000		課税	課税
1,030,001～1,409,999	課税	5,000円	
1,410,000～			課税

どのくらいの収入にするのがいいのかについては、生活環境や価値観によっても異なりますので、状況やメリット、デメリットを考えてそれぞれの家庭の事情に合わせて判断することをお勧めします。

3 納税について

問い合わせ先 納税課 ☎048-922-1098

1 口座振替をおすすめします

確実に

便利です

安全です



お申込みは、こんなに簡単です

納税通知書に記載された指定金融機関の窓口へ

「納税通知書」「預貯金通帳」「通帳届出印」をお持ちください。
「口座振替依頼書」をお持ちの方は、併せてお持ちください。

振替対象税目

- 市民税・県民税（普通徴収） ○固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税 ○国民健康保険税

備え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・捺印してください。
口座振替できなかった税金や納期限を過ぎた税金は、再度の口座振替はできませんので、ご自身での納付が必要です。
各納期の40日前（依頼書が草加市へ到着したもの）までに申し込まれますと、その納期からご利用いただけます。
最終期の納期限の翌月に口座振替済通知書を発送しています。

2 コンビニでも納税できます

納税通知書に同封されている納付書（バーコード付き）はコンビニでご利用いただけます。

納付可能な税目

- 市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税



※各期の納付額が30万円以上の場合は、コンビニでは取扱できません。

※コンビニでは納期限を過ぎると納付できませんが、納付書は指定金融機関の窓口でご利用できます。（延滞金が発生する場合があります。）

3 水曜日夜間・日曜日午前中も窓口開庁

毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に窓口を開設して皆さまの利便性の向上を図っております。

- 水曜日 午後5時～9時まで（休日を除く）
 - 日曜日 午前9時～午後0時30分まで（年末年始を除く）
- 納税課窓口業務内容 市税・国民健康保険税の納付、納税相談、納税証明書発行

彩の国口座振替お申込みキャンペーン実施中！ 3月31日まで！

県内に主要拠点を持つ金融機関と連携して、市税と県税の「彩の国口座振替お申込みキャンペーン」を実施しています。
新規申し込みの方には、参加金融機関の御好意により抽選によるプレゼントもあります。
詳しくは市ホームページ、キャンペーンチラシ、ポスターをご覧ください。

平成27年度 草加市 市税等納期カレンダー

4 市税等の納期スケジュール

平成27年度の納期のスケジュールは右記のとおりです。納め忘れのないようご注意ください。

税目	平成27年								平成28年	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市民税・県民税（普通徴収）	6/1(月)	6/30(火) 1期	7/31(金)	8/31(月) 2期	9/30(水)	11/2(月) 3期	11/30(月)	平成28年1/4(月)	2/1(月) 4期	2/29(月)
固定資産税・都市計画税	1期		2期					3期		4期
軽自動車税	全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

5 期限内に納付しないと延滞金が加算されます

〈延滞金の割合 平成27年の場合〉

納期限の翌日から1か月まで年2.8%
それ以降 年9.1%



6 納税コールセンターから納付のご案内をしています

草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対して、電話による納付の呼びかけのご案内を行っております。
なお、「納税コールセンター」が口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありませんので、ご注意ください。

7 納税相談を実施しております

納期限までに納税が困難な方には、納税相談をご案内しております。
ご希望の場合は、納税義務者（ご本人さま）に市役所納税課までご来庁をお願いしております。
納税しないで放置されますと、財産の差押（滞納処分）を受けることがあります。

財産とは **給与** **年金** **預貯金** **生命保険** 等です



延滞金の減免制度を設けています

対象となるのは、※「納税の誠意」があり、次の要件に該当する方です。減免期間は認定日から1年間です。

①災害等による損失、②傷病等による多額出費、③事業の著しい損失、④失職等による所得減少、⑤会社解散・破産手続開始決定、⑥法令等による身体拘束、⑦納税通知書の送達事実不知、⑧賦課に関する不服申立てです。なお、①、②、⑦、⑧の要件の方は全額免除に、③、④、⑤、⑥の要件の方は2分の1減免となります。認定を受ける際は、証明書類が必要になります。

※「納税の誠意」とは、滞納市税を優先的に納付しなければならないことを認識していることをいい、滞納がある方は対象になりません。